

長崎県と株式会社十八銀行との地方創生に関する包括連携協定書

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社十八銀行（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地方創生の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に協力・連携し、互いが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、地域経済の活性化ならびに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力・連携して取り組むものとする。なお、各号の詳細、具体的連携事項については甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

- (1) 地方版総合戦略の推進に関すること
- (2) 移住・定住促進に関すること
- (3) 県内経済の活性化に関すること
- (4) 県内企業の育成支援に関すること
- (5) 企業誘致に関すること
- (6) 文化・観光の振興に関すること
- (7) 公共インフラの整備・活用に関すること
- (8) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる協力・連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報の一切について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し又は本目的以外に使用してはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知であったもの
- (2) 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの

- (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずにその後公知となったもの
 - (4) 開示を受けた側の当事者が後に機密保持の義務を行うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (5) 法令による開示を求められたもの
 - (6) 前各号に定めるものの他、甲及び乙が協議のうえ、開示することが適当と認められるもの
- 2 甲及び乙は前項の相手方から知り得た情報について、善良なる管理者の注意をもって管理し、保管しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、協定締結の日からその後1年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の意思表示がないときは、有効期間が満了する日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。協定の見直しが必要な場合は、甲乙双方による協議の場を設けることとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の両者が誠意をもって協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月22日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村 法道



乙 長崎市銅座町1番11号

株式会社十八銀行
代表執行役頭取 森 拓二郎



長崎県、株式会社親和銀行及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
による地方創生に関する包括連携協定書

長崎県（以下「甲」という。）、株式会社親和銀行（以下「乙」という。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下「丙」という。）はそれぞれの資源を有効活用し、連携協力して、長崎県の地方創生に資することを目的に、本協定を締結する。

（連携協力項目）

第1条 甲、乙及び丙は、本目的を達成するため、次の各号について連携協力して施策事業等に取り組むものとする。

- (1) 地方版総合戦略の推進に関する事
- (2) 地域における金融機能の高度化に向けた取組みに関する事
- (3) 中小企業支援に関する事
- (4) 企業誘致に関する事
- (5) 移住・定住促進に関する事
- (6) 公共インフラの整備・活用に関する事
- (7) 街づくりに関する事
- (8) その他地方創生に関する事

（連絡会議等の設置）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる連携協力項目の全般的な状況の把握、全体調整を行うため、連絡会議を設置する。

- 2 甲、乙及び丙は、前条に掲げる連携協力項目を推進するため、必要に応じてそれぞれの担当部署による個別会議を設置する。
- 3 連絡会議及び個別会議の運営に関する事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報の一切について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し又は本目的以外に使用してはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知であったもの
- (2) 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずにその後公知となったもの
- (4) 開示を受けた側の当事者が後に機密保持の義務を行うことなく第三者から正当に入手したもの
- (5) 法令による開示を求められたもの
- (6) 前各号に定めるものの他、甲、乙及び丙が協議のうえ、開示することが適当と認められるもの

2 甲、乙及び丙は前項の相手方から知り得た情報について、善良なる管理者の注意をもって管理し、保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後もなお、その効力を有するものとする。

（有効期間）

- 第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日からその後1年後の日が属する年度の末日までとする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲、乙、及び丙いずれの側からも本協定の期間満了に係る意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
 - 3 甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても協議をしてこの協定を改定することができる。

（解除）

第5条 甲、乙及び丙は相手方に対して1か月前までに書面による通知をすることにより、本協定を解除することができる。

（協議等）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の締結を証にするため、協定書3通作成し、記名、捺印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成28年1月22日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道



乙 長崎県佐世保市島瀬町10番12号
株式会社親和銀行
取締役頭取 吉澤 俊介



丙 福岡県福岡市中央区大手門1丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役社長 柴戸 隆成

